

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (22) ..... 3
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例 (23) ..... 3

### 規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (14) ..... 4
- 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (15) ..... 6
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則 (16) ..... 6
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (17) ..... 6
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (18) ..... 7
- 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則 (19) ..... 7
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (20) ..... 7
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (21) ..... 8
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (22) ..... 8
- 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (23) ..... 9
- 世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則 (24) ..... 9
- 世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (25) ..... 9
- 世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (26) ..... 9
- 世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (27) ... 9
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (28) ... 9
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (29) ..... 9
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (30) ..... 10
- 世田谷区管住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (31) ..... 10
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (32) ..... 11
- 世田谷区物品管理規則の一部を改

- 正する規則 (33) ..... 11
- 訓 令 甲
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (1) ..... 12
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (2) ..... 12
- 告 示
- 世田谷区菅豪徳寺アパート (2号棟)の公用開始の告示 (162) ..... 14
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (163) ..... 14
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (164) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (165) ..... 14
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (166) ..... 14
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (167) ..... 14
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (168) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (169) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (170) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (171) ..... 15
- 地方自治法に基づく予算の公表 (172) ..... 15
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (173) ..... 15
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (174) ..... 15
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (175) ..... 15
- 世田谷区立桜丘区民センターの供用中止の告示 (176) ..... 15
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (177) ... 15
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (178) ... 16
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (179) ... 16
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (180) ... 16
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (181) ... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (182) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (183) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (184) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (185) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (186) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (187) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (188) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (189) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (190) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (191) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (192) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (193) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (194) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (195) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (196) ..... 17
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (197) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (198) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (199) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示 (200) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (201) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (202) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (203) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (204) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (205) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示 (206) ..... 18
- 臨海部広域斎場組合規約の変更の告示 (207) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (208) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (209) ..... 19
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (210) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (211) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (212) ..... 19
- 世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行

世田谷区公報

許可番号標の失効の告示 (213).....19	定の告示 (241).....22	域変更及び供用開始の告示 (268).....25
○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (214).....19	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (242).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (269).....25
○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (215).....19	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (243).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (270).....25
○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (216).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (244).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (271).....25
○世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (217).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (245).....22	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (272).....25
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (218).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (246).....23	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (273).....25
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (219).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (247).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (274).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (220).....20	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業の廃止の届出の告示 (248).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (275).....26
○子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (221).....20	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示 (249).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (276).....26
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (222).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (250).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (277).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (223).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示 (251).....23	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (278).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (224).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (252).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (279).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (225).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (253).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (280).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (226).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (254).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (281).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (227).....21	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (255).....23	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (282).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (228).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (256).....24	○世田谷区公契約の労働報酬下限額を定める告示 (283).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (229).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (257).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (284).....27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (230).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (258).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (285).....27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (231).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (259).....24	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (286).....27
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (232).....21	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (260).....24	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (287).....27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (233).....21	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (261).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (288).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (234).....21	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (262).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (289).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (235).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (263).....24	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (290).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (236).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示 (264).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (291).....28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (237).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (265).....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (292).....28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (238).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (266).....25	○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (293).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (239).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (267).....25	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (240).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区	
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指		

- 地方自治法に基づく予算の公表 (294) .....28
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (295) .....28
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (296) .....28
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (297) .....29
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (298) .....29
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (299) .....29
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (300) .....29
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (301) .....29
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (302) .....29
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (303) .....29
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (304) .....30
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (305) .....30
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (306) .....30
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (307) .....30
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (308) .....30
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (309) .....30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (310) .....30
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (311) .....30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (312) .....30
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立野沢四丁目公園の区域変更の告示 (313) .....30
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立瀬田農業公園の区域変更の告示 (314) .....30
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立次大夫堀公園の区域変更の告示 (315) .....31
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (316) .....31

**公 告**

- 建築基準法に基づく公聴会開催の告示 (9) .....31
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (10) .....31
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (11) .....31
- 建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の告示 (12) .....31
- 都市計画法に基づく都市計画変更案の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示 (13) .....31
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示 (14) .....31
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了告示 (15) .....31
- 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の告示 (16) .....31

**規 則 (教)**

- 世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 (2) .....32
- 世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則 (3) .....32
- 世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (4) .....32
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (5) .....32
- 世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則 (6) .....32
- 世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則 (7) .....32

**告 示 (選)**

- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第3号の規定に該当するものの告示 (1) .....32
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成31年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (2) .....32
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (3) .....33
- 世田谷区選挙執行規程の一部改正 (4) .....33

**告 示 (農)**

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (3) .....34

**条 例**

次に掲げる条例を公布する。  
平成31年3月29日  
世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第22号**  
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正

する条例  
**世田谷区条例第23号**  
世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第4項第2号ただし書中「第35条第1項第3号又は第4号」を「第35条第3号又は第4号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.32」を「100分の7.25」に改め、同条第2号中「39,000円」を「39,900円」に改める。

第15条の8中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.22」を「100分の2.24」に改め、同条第2号中「12,000円」を「12,300円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.68」を「100分の1.76」に、「100分の56」を「100分の57」に改め、同条第2号中「100分の44」を「100分の43」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第1号ア中「27,300円」を「27,930円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,610円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同号ア中「19,500円」を「19,950円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,150円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同号ア中「7,800円」を「7,980円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,460円」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び第4項第2号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「及び街づくり課」を「、街づくり課及び拠点整備担当課」に改め、同項第3号中「高齢福祉部」の次に「、障害福祉部」を加え、同項第4号中「街づくり課」の次に「及び拠点整備担当課」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



<p>(7) 部の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(8) 部内他の課及び課内他の担当係長に属しないこと。</p> <p>計画担当係長</p> <p>(1) 障害施策に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 障害施策に係る制度改正等の事務調整に関すること。</p> <p>(3) 障害者施策推進協議会に関すること。</p> <p>(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。</p> <p>事業担当係長</p> <p>(1) 障害者(障害児を含む。)に対する在宅サービスの実施及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 自立支援医療費(更生医療に限る。)の支払に関すること。</p> <p>(3) 介護給付費、訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、補装具費、障害児通所給付費等の支払に関すること。</p> <p>(4) 心身障害者(心身障害児を含む。)に対する手当に関すること。</p> <p>(5) 心身障害者(心身障害児を含む。)の医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 東京都心身障害者扶養共済制度等に関すること。</p> <p>(7) 障害福祉サービス等を行う事業者の指導に関すること(障害保健福祉課に属するものを除く。)</p> <p>(8) 障害者虐待防止に係る調整に関すること。</p> <p>(9) 障害支援区分認定事務に関すること。</p> <p>(10) 障害認定審査会に関すること。</p> <p>(11) 認定調査員研修の調整に関すること。</p> <p>(12) 認定調査委託の調整に関すること。</p> <p>(13) 障害施策に係る電算処理システムの事務の調整に関すること。</p> <p>障害者地域生活課</p> <p>障害者地域生活担当係長</p> <p>(1) 障害者の福祉施設において提供するサービスに係る事業の推進に関すること。</p> <p>(2) 区立障害者休養ホームに関すること。</p> <p>(3) 区立障害者福祉施設に関すること。</p> <p>(4) 区立知的障害者生活寮に関すること。</p> <p>(5) 区立身体障害者自立体験ホームに関すること。</p> <p>(6) 区所有の障害者の福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(7) 民営の障害者の福祉施設に対する支援に関すること。</p> <p>(8) 障害者の福祉施設の整備に関すること。</p> <p>(9) 社会福祉法人等が行う障害者の福祉施設の開設に係る相談及び整備の助成に関すること。</p> <p>(10) 障害者の福祉施設等に係る送迎</p>	<p>バスの運行に関すること。</p> <p>(1) 障害者等の移動(移動支援事業を除く。)に関すること。</p> <p>(2) 障害者就労支援担当係長に属しないこと。</p> <p>障害者就労支援担当係長</p> <p>(1) 障害者の就労対策に関すること。</p> <p>障害保健福祉課</p> <p>障害保健福祉担当係長</p> <p>(1) 障害児の福祉施設において提供するサービスに係る事業の推進に関すること。</p> <p>(2) 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(3) 発達障害者(発達障害児を含む。)に関する施策に係る調整及び推進に関すること。</p> <p>(4) 医療的ケアを要する障害者(障害児を含む。)に関する施策に係る調整及び推進に関すること。</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害に関する施策に係る調整並びに推進に関すること。</p> <p>(6) 区所有の障害児の福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(7) 民営の障害児の福祉施設に対する支援に関すること。</p> <p>(8) 発達障害相談・療育センターに関すること。</p> <p>(9) 障害児の福祉施設の整備に関すること。</p> <p>(10) 社会福祉法人等が行う障害児の福祉施設の開設に係る相談及び整備の助成に関すること。</p> <p>(11) 障害者(障害児を含む。)の福祉に係る相談支援に関すること。</p> <p>(12) 事業者指定・指導担当係長に属しないこと。</p> <p>事業者指定・指導担当係長</p> <p>(1) 特定相談支援事業者及び障害児本目談支援事業者の指定及び指導検査に関すること(部内他の課及び障害保健福祉担当係長に属することを除く。)</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービス等を行う事業者の登録及び指導検査に関すること(部内他の課に属することを除く。)</p> <p>(3) 障害福祉サービス等に係る事業者の指導検査に関すること(部内他の課及び障害保健福祉担当係長に属することを除く。)</p> <p>第23条第1項の表子ども家庭課の部子育て支援担当係長の項第4号中「養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業」を「養育支援等ホームヘルパー訪問事業」に改め、同表児童相談所開設準備担当課の部を削り、同表若者支援担当課の部若者支援担当係長の項第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項の表保育認定・調整課の部に加える。同項を同条第3項とする。</p> <p>幼児教育・保育無償化担当係長</p> <p>(1) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</p> <p>第23条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 児童相談所開設準備担当部の各担当課</p>	<p>及び各担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>児童相談所開設準備担当課</p> <p>児童相談所開設準備担当係長</p> <p>(1) 担当部内の調整に関すること。</p> <p>(2) 担当部の事務事業の進行管理に関すること。</p> <p>(3) 担当部の事務改善に関すること。</p> <p>(4) 児童相談行政の総合的な運営体制の構築に関すること。</p> <p>(5) 児童相談所及び一時保護所の施設の整備に関すること。</p> <p>(6) 子ども家庭支援センターとの連携に関すること。</p> <p>(7) 一時保護委託先の確保に関すること。</p> <p>(8) 担当部の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(9) 担当部内他の担当課及び社会的養護担当係長に属しないこと。</p> <p>社会的養護担当係長</p> <p>(1) 保護者のない児童等に係る社会的養護の制度の構築に関すること。</p> <p>(2) 里親制度の普及啓発に関すること。</p> <p>(3) 児童養護施設退所者等奨学基金に関すること。</p> <p>児童相談所運営計画担当課</p> <p>児童相談所運営計画担当係長</p> <p>(1) 児童相談所の運営の検討及び準備に関すること。</p> <p>(2) 児童相談所開設に係る相談ケースの引継ぎの計画及び進行管理に関すること。</p> <p>一時保護所開設準備担当課</p> <p>一時保護所開設準備担当係長</p> <p>(1) 一時保護所の運営の検討及び準備に関すること。</p> <p>第24条第2項の表防災街づくり課の部不燃化推進担当係長の項中「不燃化推進担当係長」を「防災街づくり・不燃化担当係長」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「計画」の次に「(地区街づくり計画地区に係る事業の計画を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 防災街づくり基本方針に関すること。</p> <p>第24条第2項の表建築安全課の部建築安全担当係長の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同部空家対策推進担当係長の項中「空家対策推進担当係長」を「空家・老朽建築物対策担当係長」に改め、同項第4号中「(空家に限る。)」を削り、同条第3項の表公園緑地課の部施設管理担当係長の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。</p> <p>(18) 公園等の利活用の促進に関すること。</p> <p>第25条の表交通政策課の部交通企画担当係長の項第4号中「及び計画」を削り、同項第7号中「交通バリアフリー計画」を「公共交通機関のバリアフリー化」に改める。</p> <p>第25条の2の表交通安全自転車課の部交</p>
---	--	---

通安全自転車担当係長の項第10号中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車施設」に改め、同表工事第一課の部設計担当係長の項第1号中「橋梁」を削り、同表工事第二課の部工務担当係長の項第8号中「設計担当係長」を「課内他の担当係長」に改め、同部設計担当係長の項第1号中「橋梁」を削り、同部に次のように加える。

橋梁担当係長

- (1) 橋梁の定期点検及び点検台帳に関すること。
- (2) 橋梁長寿命化修繕計画に関すること。
- (3) 橋梁の工事（小規模なものを除く。）の調整及び設計に関すること。
- (4) 橋梁の工事（小規模なものを除く。）の監督に関すること。

別表第1の2の部世田谷総合支所副支所長の款世田谷区上町まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区世田谷一丁目23番1号」を「東京都世田谷区世田谷一丁目23番5号」に改め、同部北沢総合支所副支所長の款世田谷区梅丘まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」に改め、同部玉川総合支所副支所長の款世田谷区九品仏まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区奥沢七丁目36番9号」を「東京都世田谷区奥沢七丁目35番4号」に改め、同部砧総合支所副支所長の款世田谷区船橋まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区船橋四丁目1番12号」を「東京都世田谷区船橋四丁目3番2号」に改め、同表の4の部世田谷区北沢福祉事務所の項中「東京都世田谷区松原六丁目3番5号」を「東京都世田谷区北沢二丁目8番18号」に改める。

別表第2の4の部保育担当部の款世田谷区立豪徳寺保育園の項中「東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番2-102号」を「東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番2号」に改め、同款世田谷区立大原保育園の項中「世田谷区立大原保育園」を「世田谷区立守山保育園」に、「東京都世田谷区大原一丁目23番13号」を「東京都世田谷区代田六丁目21番5号」に改め、同款世田谷区立梅丘保育園の項を削り、同款世田谷区立希望丘保育園の項中「東京都世田谷区船橋六丁目26番5-101号」を「東京都世田谷区船橋六丁目25番1号」に改め、同款世田谷区立船橋西保育園の項を削る。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の表市民活動・生涯現役推進課の部調整係の項第1号の改正規定、第20条の表商業課の部調整係の項第9号の改正規定、第22条の2の表介護保険課の部資格保険料係の項第2号の改正規定、同部保険給付係の項第3号の改正規定、別表第1の2の部世田谷総合支所副支所長の款世田谷区上町まちづくりセンターの項の

改正規定、同部北沢総合支所副支所長の款世田谷区梅丘まちづくりセンターの項の改正規定、同部玉川総合支所副支所長の款世田谷区九品仏まちづくりセンターの項の改正規定、同部砧総合支所副支所長の款世田谷区船橋まちづくりセンターの項の改正規定、同表の4の部世田谷区北沢福祉事務所の項の改正規定、別表第2の4の部保育担当部の款世田谷区立豪徳寺保育園の項の改正規定、同款世田谷区立大原保育園の項の改正規定、同款世田谷区立梅丘保育園の項を削る改正規定、同款世田谷区立希望丘保育園の項の改正規定及び同款世田谷区立船橋西保育園の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第15号

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第16号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第18号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第21号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第22号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第31号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総合型地域スポーツクラブ」を「総合型地域スポーツ・文化クラブ」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則（平成17年2月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三軒茶屋分庁舎」の次に「梅丘分庁舎」を加える。

別表本庁舎（分庁舎（ノバビル）に限る。）の項中「清掃・リサイクル部管理課長」を「高齢福祉部高齢福祉課長」に改め、同表三軒茶屋分庁舎の項の次に次のように加える。

梅丘分庁舎	清掃・リサイクル部管理課長
-------	---------------

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表4の部中67の項を70の項とし、66の項を69の項とし、65の項を68の項とし、同項の前に次のように加える。

67	同	同	拠点整備事務用	北沢総合支所拠点整備担当課長
----	---	---	---------	----------------

別表4の部中64の項を66の項とし、41の項から63の項までを2項ずつ繰り下げ、40の項の次に次のように加える。

41	同	同	子ども・若者事業事務用	子ども育成推進課長
42	同	同	子育てサービスシステム用	

別表4の部33の項から40の項までを次のように改める。

33	同	同	介護保険オンライン事務用	介護保険課長
34	同	方15ミリメートル	介護保険事務用	
35	同	方21ミリメートル	同	
36	同	同	シニアボランティア活動実績管理システム用	障害施策推進課長
37	同	方15ミリメートル	障害者福祉オンライン事務用	
38	同	方21ミリメートル	同	
39	同	方15ミリメートル	障害者福祉事務用	
40	同	方21ミリメートル	同	

別表4の部31の項及び32の項を削り、同部33の項の前に次のように加える。

32	同	方21ミリメートル	同	
----	---	-----------	---	--

別表4の部中30の項を31の項とし、20の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20	同	同	清掃・リサイクル事業事務用	管理課長
----	---	---	---------------	------

別表6の部中60の項を62の項とし、59の項を61の項とし、58の項を60の項とし、同項の前に次のように加える。

59	同	同	拠点整備事務用	北沢総合支所拠点整備担当課長
----	---	---	---------	----------------

別表6の部中57の項を58の項とし、35の項から56の項までを1項ずつ繰り下げ、34の項の次に次のように加える。

35	同	同	子育てサービスシステム用	
----	---	---	--------------	--

別表6の部27の項から34の項までを次のように改める。

27	同	方21ミリメートル	介護保険オンライン事務用	介護保険課長
28	同	方15ミリメートル	介護保険事務用	
29	同	方21ミリメートル	同	
30	同	方15ミリメートル	障害者福祉オンライン事務用	障害施策推進課長
31	同	方21ミリメートル	同	
32	同	方15ミリメートル	障害者福祉事務用	
33	同	方21ミリメートル	同	
34	同	同	子ども・若者事業事務用	子ども育成推進課長

別表の6の部中26の項を削り、25の項を26の項とし、17の項から24の項までを1項ずつ繰り下げ、16の項の次に次のように加える。

17	同	同	清掃・リサイクル事業事務用	管理課長
----	---	---	---------------	------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「1,400,000円」を「1,300,000円」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第2項第1号の規定にかかわらず、特定扶養親族（施行日の前日において、この規則による改正前

の職員の給与に関する条例施行規則第5条第1項の規定による認定を受けている扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）第10条第2項に規定する扶養親族のうち同項第4号に掲げる者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の収入の合計額（改正後の規則第5条第2項第1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下同じ。）が年額1,300,000円以上1,400,000円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額1,300,000円以上1,400,000円未満である場合その他これに準ずる場合にあっては、平成31年度に限り、任命権者は、当該特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

勤務1時間当たりの給与額の算出基

礎に関する規則の一部を改正する規則

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成6年9月世田谷区規則第105号）の一部を次のように改正する。  
別表有害物質等取扱業務手当の項の次に次のように加える。

防疫等業務手当	特勤規則別表防疫等業務手当の部(3)の項の規定により支給されるものに限る。
---------	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭





別表第1 条例別表第1 教育委員会の部1の項の部1の項中「烏山総合支所区民課区民・戸籍係」を「烏山総合支所区民課区民・戸籍担当」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和58年4月世田谷区規則第21号)の一部を次のように改正する。

付則第2 項及び第3 項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則(平成14年10月世田谷区規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2 条第2 項第1 号中「第35条第1 項第3 号又は第4 号」を「第35条第3 号又は第4 号」に改める。

Table with 4 columns: 明, 大, 昭, 平

第1号様式中

を

年月日に、電話」を「電話番号」に改める。

Table with 3 columns: 昭和, 平成, 日

第1号の2 様式中

年月日に、「電話」を「電話番号」に改める。

第7号様式中「電話」を「電話番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式の使用で現に残存するものは、当分の間修正して使用することができる。

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「面接記録票」を「相談記録兼世帯台帳」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号に掲げる書類は、電子計算

組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)により調製することができる。

第24号様式を次のように改める。様式省略

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第24号様式による用紙を用いて作成され、保管されている面接記録票は、この規則による改正後の第24号様式による用紙を用いて作成され、保管されている相談記録兼世帯台帳とみなす。

世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「面接記録票」を「本目談記録兼世帯台帳」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる書類は、電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)により調製することができる。

第14号様式を次のように改める。様式省略

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第14号様式による用紙を用いて作成され、保管されている面接記録票は、この規則による改正後の第14号様式による用紙を用いて作成され、保管されている相談記録兼世帯台帳とみなす。

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第26号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 前項第2号に掲げる書類は、電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)により調製することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「から生活支援課」を「から子ども家庭支援課」に、「通知すること

を」を「通知することに」に、「生活支援課」を「子ども家庭支援課」に、「情報提供することを」を「情報提供することに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の規定に基づき作成された様式の使用で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第38号を第40号とし、第24号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

㊦ 児童相談所開設準備担当部長

第6条第1項第22号中「高齢福祉部長」を「障害福祉部長」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号中「梅ヶ丘拠点整備担当部長」を「高齢福祉部長」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号中「障害福祉担当部長」を「梅ヶ丘拠点整備担当部長」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 交流推進担当部長

第7条中第36号を第38号とし、第24号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

㊦ 児童相談所開設準備担当課長

第7条第22号中「高齢福祉課長」を「障害施策推進課長」に改め、同号を同条第23号とし、同条第21号中「梅ヶ丘拠点整備担当課長」を「高齢福祉課長」に改め、同号を同条第22号とし、同条第20号中「障害施策推進課長」を「梅ヶ丘拠点整備担当課長」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第19号を第20号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 交流推進担当課長

別表第1 新型インフルエンザ等対策政策「経営部の項中「部長 政策経営部長」を

部長 政策経営部長 「政策経営部
副部長 交流推進担当 に、 監査事務局」
部長 」

「政策経営部
を 交流推進担当部 に改め、同表新型イ
監査事務局 」

「部
ンフルエンザ等対策保健福祉部の項中 副

長 保健福祉部長
部長 障害福祉担当 を「部長 保健福祉

世田谷区公報

<p>部長 』</p> <p>「副部長 高齢福祉部長 部長」に、 副部長 子ども・若者 を 部長 』</p> <p>副部長 高齢福祉部長 副部長 障害福祉部長 副部長 子ども・若者 部長 』に、 「保健福祉部 副部長 児童相談所開 設準備担当部 長 』</p> <p>当部」を「保健福祉部」に、 「高齢福祉部 子ども・若 者部」を 障害福祉部 に 児童相談所開設準備担当部」 改める。</p> <p>附 則 この規則は、平成31年 4月 1日から施行 する。</p> <p>世田谷区中高層建築物等の建築に係 る紛争の予防と調整に関する条例施 行規則の一部を改正する規則 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛 争の予防と調整に関する条例施行規則（昭 和53年12月世田谷区規則第65号）の一部を 次のように改正する。 第 5 条第 1 項第10号中「(同法第18条第 2 項において準用する場合を含む。)」を削 り、「申請」の次に「及び同法第18条第 1 項に規定する計画の変更の認定の申請並び に同法第22条の 2 第 1 項に規定する計画の 認定の申請及び同条第 5 項において準用す る同法第18条第 1 項に規定する計画の変更 の認定の申請」を加え、同項第16号中「第 4 条第 3 項」の次に「、第 5 条第 3 項」を 加える。</p> <p>附 則 この規則は、平成31年 4月 1日から施行 する。</p> <p>世田谷区営住宅管理条例施行規則の 一部を改正する規則 世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成 2 年 3 月世田谷区規則第37号）の一部を次 のように改正する。 別表第 1 を次のように改める。 別表第 1 （第 7 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>数</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営粕谷四丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.8874</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9201</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9341</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営桜丘二丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9016</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9348</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.949</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営桜新町一丁目ア</td> <td></td> <td>0.9571</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数	値	世田谷区営粕谷四丁目アパー ト	ア	0.8874	イ	0.9201	ウ	0.9341	世田谷区営桜丘二丁目アパー ト	ア	0.9016	イ	0.9348	ウ	0.949	世田谷区営桜新町一丁目ア		0.9571	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パート</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営鎌田二丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.8688</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9008</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9145</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営桜上水三丁目ア パート</td> <td></td> <td>0.9451</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営宇奈根一丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.8625</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.8943</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9079</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営砧七丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.8972</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9302</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9444</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営深沢四丁目アパー ト</td> <td></td> <td>0.9623</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営赤堤一丁目アパー ト</td> <td></td> <td>0.967</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営八幡山三丁目第 二アパート</td> <td></td> <td>0.9435</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営用賀二丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9111</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9446</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.959</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営用賀二丁目第二 アパート</td> <td>ア</td> <td>0.9087</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9422</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9565</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営大原一丁目アパー ト</td> <td></td> <td>0.9565</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営玉川三丁目アパー ト</td> <td></td> <td>0.9515</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営北鳥山一丁目第 二アパート</td> <td></td> <td>0.9354</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営桜新町二丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.9152</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9489</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9634</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営弦巻三丁目第二 アパート</td> <td></td> <td>0.9621</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営シティコート世 田谷給田</td> <td>ア</td> <td>0.9188</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9474</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.963</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営上野毛福寿荘</td> <td></td> <td>0.9497</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営リラ祖師谷</td> <td></td> <td>0.9214</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営フローレル北鳥 山</td> <td></td> <td>0.9062</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営北鳥山八丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.8609</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.8926</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9062</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営千歳台一丁目第 二アパート</td> <td>ア</td> <td>0.9245</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9386</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営弦巻二丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9328</td> </tr> </tbody> </table>	パート			世田谷区営鎌田二丁目アパー ト	ア	0.8688	イ	0.9008	ウ	0.9145	世田谷区営桜上水三丁目ア パート		0.9451	世田谷区営宇奈根一丁目ア パート	ア	0.8625	イ	0.8943	ウ	0.9079	世田谷区営砧七丁目アパー ト	ア	0.8972	イ	0.9302	ウ	0.9444	世田谷区営深沢四丁目アパー ト		0.9623	世田谷区営赤堤一丁目アパー ト		0.967	世田谷区営八幡山三丁目第 二アパート		0.9435	世田谷区営用賀二丁目アパー ト	ア	0.9111	イ	0.9446	ウ	0.959	世田谷区営用賀二丁目第二 アパート	ア	0.9087	イ	0.9422	ウ	0.9565	世田谷区営大原一丁目アパー ト		0.9565	世田谷区営玉川三丁目アパー ト		0.9515	世田谷区営北鳥山一丁目第 二アパート		0.9354	世田谷区営桜新町二丁目ア パート	ア	0.9152	イ	0.9489	ウ	0.9634	世田谷区営弦巻三丁目第二 アパート		0.9621	世田谷区営シティコート世 田谷給田	ア	0.9188	イ	0.9474	ウ	0.963	世田谷区営上野毛福寿荘		0.9497	世田谷区営リラ祖師谷		0.9214	世田谷区営フローレル北鳥 山		0.9062	世田谷区営北鳥山八丁目ア パート	ア	0.8609	イ	0.8926	ウ	0.9062	世田谷区営千歳台一丁目第 二アパート	ア	0.9245	イ	0.9386	世田谷区営弦巻二丁目アパー ト	ア	0.9328	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ト</th> <th>イ</th> <th>0.947</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区営アザレア経堂</td> <td></td> <td>0.9615</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営パークサイド野 沢</td> <td></td> <td>0.9609</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営アーク上北沢</td> <td></td> <td>0.9441</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営中町四丁目アパー ト</td> <td></td> <td>0.9575</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営上祖師谷一丁目 第二アパート</td> <td>ア</td> <td>0.9316</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9458</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営八幡山慶明館</td> <td></td> <td>0.937</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営ユアーズ若林</td> <td></td> <td>0.9459</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営フローラ千歳台</td> <td></td> <td>0.9376</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営弦巻四丁目第二 アパート</td> <td>ア</td> <td>0.9487</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9631</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営弦巻四丁目第三 アパート</td> <td>ア</td> <td>0.9476</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.962</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営ブラン深沢</td> <td></td> <td>0.9477</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営上用賀四丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.9397</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.954</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営新町一丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9054</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9387</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.953</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営弦巻四丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9096</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9431</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9575</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営上北沢五丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.8859</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9185</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9325</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営世田谷二丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9332</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9474</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営八幡山一丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.8897</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9225</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9365</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営ホープ大蔵</td> <td></td> <td>0.8959</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営コスモ北鳥山</td> <td></td> <td>0.9172</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区営上北沢五丁目第 二アパート</td> <td>ア</td> <td>0.8841</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9166</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>0.9306</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営上馬四丁目アパー ト</td> <td>ア</td> <td>0.9592</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9544</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営桜丘五丁目第二 アパート</td> <td></td> <td>0.9491</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世田谷区営上用賀五丁目ア パート</td> <td>ア</td> <td>0.9524</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.9476</td> </tr> <tr> <td>世田谷区営上北沢一丁目ア パート</td> <td></td> <td>0.9421</td> </tr> </tbody> </table>	ト	イ	0.947	世田谷区営アザレア経堂		0.9615	世田谷区営パークサイド野 沢		0.9609	世田谷区営アーク上北沢		0.9441	世田谷区営中町四丁目アパー ト		0.9575	世田谷区営上祖師谷一丁目 第二アパート	ア	0.9316	イ	0.9458	世田谷区営八幡山慶明館		0.937	世田谷区営ユアーズ若林		0.9459	世田谷区営フローラ千歳台		0.9376	世田谷区営弦巻四丁目第二 アパート	ア	0.9487	イ	0.9631	世田谷区営弦巻四丁目第三 アパート	ア	0.9476	イ	0.962	世田谷区営ブラン深沢		0.9477	世田谷区営上用賀四丁目ア パート	ア	0.9397	イ	0.954	世田谷区営新町一丁目アパー ト	ア	0.9054	イ	0.9387	ウ	0.953	世田谷区営弦巻四丁目アパー ト	ア	0.9096	イ	0.9431	ウ	0.9575	世田谷区営上北沢五丁目ア パート	ア	0.8859	イ	0.9185	ウ	0.9325	世田谷区営世田谷二丁目ア パート	ア	0.9	イ	0.9332	ウ	0.9474	世田谷区営八幡山一丁目ア パート	ア	0.8897	イ	0.9225	ウ	0.9365	世田谷区営ホープ大蔵		0.8959	世田谷区営コスモ北鳥山		0.9172	世田谷区営上北沢五丁目第 二アパート	ア	0.8841	イ	0.9166	ウ	0.9306	世田谷区営上馬四丁目アパー ト	ア	0.9592	イ	0.9544	世田谷区営桜丘五丁目第二 アパート		0.9491			世田谷区営上用賀五丁目ア パート	ア	0.9524	イ	0.9476	世田谷区営上北沢一丁目ア パート		0.9421
	名 称	数	値																																																																																																																																																																																																																																								
世田谷区営粕谷四丁目アパー ト	ア	0.8874																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9201																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9341																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営桜丘二丁目アパー ト	ア	0.9016																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9348																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.949																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営桜新町一丁目ア		0.9571																																																																																																																																																																																																																																									
パート																																																																																																																																																																																																																																											
世田谷区営鎌田二丁目アパー ト	ア	0.8688																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9008																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9145																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営桜上水三丁目ア パート		0.9451																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営宇奈根一丁目ア パート	ア	0.8625																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.8943																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9079																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営砧七丁目アパー ト	ア	0.8972																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9302																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9444																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営深沢四丁目アパー ト		0.9623																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営赤堤一丁目アパー ト		0.967																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営八幡山三丁目第 二アパート		0.9435																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営用賀二丁目アパー ト	ア	0.9111																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9446																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.959																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営用賀二丁目第二 アパート	ア	0.9087																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9422																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9565																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営大原一丁目アパー ト		0.9565																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営玉川三丁目アパー ト		0.9515																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営北鳥山一丁目第 二アパート		0.9354																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営桜新町二丁目ア パート	ア	0.9152																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9489																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9634																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営弦巻三丁目第二 アパート		0.9621																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営シティコート世 田谷給田	ア	0.9188																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9474																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.963																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上野毛福寿荘		0.9497																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営リラ祖師谷		0.9214																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営フローレル北鳥 山		0.9062																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営北鳥山八丁目ア パート	ア	0.8609																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.8926																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9062																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営千歳台一丁目第 二アパート	ア	0.9245																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9386																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営弦巻二丁目アパー ト	ア	0.9328																																																																																																																																																																																																																																									
ト	イ	0.947																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営アザレア経堂		0.9615																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営パークサイド野 沢		0.9609																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営アーク上北沢		0.9441																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営中町四丁目アパー ト		0.9575																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上祖師谷一丁目 第二アパート	ア	0.9316																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9458																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営八幡山慶明館		0.937																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営ユアーズ若林		0.9459																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営フローラ千歳台		0.9376																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営弦巻四丁目第二 アパート	ア	0.9487																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9631																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営弦巻四丁目第三 アパート	ア	0.9476																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.962																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営ブラン深沢		0.9477																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上用賀四丁目ア パート	ア	0.9397																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.954																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営新町一丁目アパー ト	ア	0.9054																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9387																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.953																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営弦巻四丁目アパー ト	ア	0.9096																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9431																																																																																																																																																																																																																																									
ウ	0.9575																																																																																																																																																																																																																																										
世田谷区営上北沢五丁目ア パート	ア	0.8859																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9185																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9325																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営世田谷二丁目ア パート	ア	0.9																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9332																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9474																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営八幡山一丁目ア パート	ア	0.8897																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9225																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9365																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営ホープ大蔵		0.8959																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営コスモ北鳥山		0.9172																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上北沢五丁目第 二アパート	ア	0.8841																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9166																																																																																																																																																																																																																																									
	ウ	0.9306																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上馬四丁目アパー ト	ア	0.9592																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9544																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営桜丘五丁目第二 アパート		0.9491																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上用賀五丁目ア パート	ア	0.9524																																																																																																																																																																																																																																									
	イ	0.9476																																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区営上北沢一丁目ア パート		0.9421																																																																																																																																																																																																																																									

世田谷区宮玉川四丁目アパート	0.9596
世田谷区宮豪徳寺アパート (2号棟)	0.9432

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ただし書中「都市農業課及び」を削る。

第4条第1項第2号中「及び健康づくり課」を「、健康づくり課及び子ども家庭支援課」に改める。

別表世田谷総合支所地域振興課及び砧総合支所地域振興課生涯学習・施設担当係長の項中「世田谷総合支所地域振興課及び砧総合支所地域振興課生涯学習・施設担当係長」を「北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長」に、「調整係の」に改め、同表北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長の項を削り、同表烏山総合支所区民課区民・戸籍係長の項中「区民・戸籍係長」を「区民・戸籍担当係長(区民課長が指定する者)」に改め、同表総合支所保健福祉センター生活支援課管理係長の項中「に属する」を「及び子ども家庭支援課に属する」に改め、同表総務部総務課総務係長の項中「(庁舎管理係長に属するものを除く。)に属する収納金」を「に属する収納金(庁舎管理係に属するものを除く。)」に改め、同表総務部総務課庁舎管理係長の項中「庁舎管理係長の」を「庁舎管理係の」に改め、同表財務部経理課契約係長の項中「(車両係に属するものを除く。)に属する収納金」を「に属する収納金(車両係に属するものを除く。)」に改め、同表地域行政部住民記録・戸籍課住民票集中管理・住居表示担当係長(住民記録・戸籍課長が指定する者)の項中「(住民記録・戸籍課長が指定する者)」を削り、同表スポーツ推進部スポーツ推進課スポーツ推進担当係長(スポーツ推進課長が指定する者)の項中「スポーツ推進担当係長」を「スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長」に改め、同項の次に次のように加える。

環境政策部環境計画課 環境計画担当係長 (環境計画課長が指定する者)	環境計画課に属する収納金の収納及び払込み
--	----------------------

別表環境政策部環境保全課環境保全担当係長(環境保全課長が指定する者)の項中「環境政策部に」を「環境保全課に」に改め、同表子ども・若者部子ども育成推進課私学係長の項中「子ども・若者部(児童課、子ども家庭課及び若者支援担当課に属するものを除く。)」を「子ども育成推進課」に

改め、同表子ども・若者部若者支援担当課若者支援担当係長(若者支援担当課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

児童相談所開設準備担当 部児童相談所開設準備担当課 社会的養護担当係長	児童相談所開設準備担当課に属する収納金の収納及び払込み
---	-----------------------------

別表都市整備政策部都市デザイン課都市デザイン企画調整担当係長(都市デザイン課長が指定する者)の項を削り、同表生涯学習・地域学校連携課文化財係長の項中「払い込み」を「払込み」に改め、同表中央図書館図書館運営係長の項中「(地域図書館(経堂図書館を除く。))に属するものを除く。に属する収納金」を「に属する収納金(地域図書館(経堂図書館を除く。))に属するものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談担当係長(地域振興課長が指定する者)の項及び北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課、砧総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長の項中「まちづくりセンターまちづくり・防災担当係長」の次に「及び二子玉川まちづくりセンター開設準備担当係長」を加え、同表まちづくりセンターまちづくり・防災担当係長の項の次に次のように加える。

玉川総合支所地域振興課 二子玉川まちづくりセンター開設準備担当係長(地域振興課長が指定する者)
--

別表第1総合支所街づくり課街づくり担当係長(街づくり課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

北沢総合支所拠点整備担当課 拠点整備担当係長(拠点整備担当課長が指定する者)
---

別表第1総合支所保健福祉センター健康づくり課事業係長の項の次に次のように加える。

総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター支援係長(子ども家庭支援課長が指定する者)
--

別表第1ふるさと納税対策担当課ふるさと納税対策担当係長の項中「ふるさと納税対策担当課」を「政策経営部ふるさと納税

対策担当課」に改め、同表政策経営部情報政策課情報政策担当係長(情報政策課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

交流推進担当部交流推進担当課 交流推進担当係長
----------------------------

別表第1スポーツ推進部スポーツ推進課スポーツ推進担当係長(スポーツ推進課長が指定する者)の項中「スポーツ推進担当係長」を「スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長」に改め、同表中スポーツ推進部調整担当課事業調整担当係長の項、障害福祉担当部障害施策推進課管理係長の項及び障害福祉担当部障害者地域生活課障害者地域生活担当係長(障害者地域生活課長が指定する者)の項を削り、高齢福祉部介護予防・地域支援課介護予防・地域支援担当係長(介護予防・地域支援課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

障害福祉部障害施策推進課 管理係長
----------------------

障害福祉部障害者地域生活課 障害者地域生活担当係長(障害者地域生活課長が指定する者)
---

障害福祉部障害保健福祉課 障害保健福祉担当係長(障害保健福祉課長が指定する者)
--

別表第1子ども・若者部児童相談所開設準備担当課児童相談所開設準備担当係長(児童相談所開設準備担当課長が指定する者)の項を削り、青少年交流センター池之上青少年会館館長の項の次に次のように加える。

児童相談所開設準備担当部児童相談所開設準備担当課 児童相談所開設準備担当係長(児童相談所開設準備担当課長が指定する者)
--

児童相談所開設準備担当部児童相談所運営計画担当課 児童相談所運営計画担当係長
---

児童相談所開設準備担当部一時保護所開設準備担当課 一時保護所開設準備担当係長
---

別表第1防災街づくり担当部防災街づくり課不燃化推進担当係長(防災街づくり課長が指定する者)の項中「不燃化推進担当係長」を「防災街づくり・不燃化担当係長」に改め、同表教育相談・特別支援教育課教育相談係長の項を次のように改める。

<p>教育相談・特別支援教育課 教育相談係長</p>	<p>ター長に委任することを除く。)</p>	<p>する。</p>
<p><b>訓 令 甲</b></p>		
<p>◎世田谷区訓令甲第1号</p>		
<p>庁 中 一 般 世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 平成31年 3月13日 世田谷区長 保 坂 展 人 別表10の部商業課の款に次のように加える。</p>		
<p>新教育センター整備担当課 新教育センター整備担当係長</p>	<p>その所管に属する物品の出納保管及び出納通知の審査に関すること(教育セン</p>	<p>新教育センター整備担当課 教育センター長</p> <p>その所管に属する物品の出納保管及び出納通知の審査に関すること。</p> <p>附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行</p>

<p>3 プレミアム付商品券事業に関すること。</p>	<p>1 プレミアム付商品券事業の方針を策定すること。</p>	<p>1 プレミアム付商品券事業の対象者を決定すること。 2 プレミアム付商品券の販売、換金等の調整に関すること。</p>
-----------------------------	---------------------------------	---

<p>◎世田谷区訓令甲第2号 庁 中 一 般 総 合 支 所 世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。 平成31年 3月26日 世田谷区長 保 坂 展 人 第1条の2を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。 北沢総合支所に拠点整備担当課を置く。 第2条第1項の表副支所長の項に次のように加える。 拠点整備担当課(北沢総合支所に限る。) 第2条第1項の表保健福祉センターの項に次のように加える。 子ども家庭支援課 第8条の表地域振興課の部調整係(世田谷総合支所を除く。)の項第9号及び同部計画調整・相談担当係長(世田谷総合支所に限る。)の項第20号中「係等」を「担当係長」に改め、同部に次のように加える。 二子玉川まちづくりセンター開設準備担当係長(玉川総合支所に限る。) (1) 二子玉川まちづくりセンターの開設準備に関すること。 第8条の表区民課の部区民係(烏山総合支所を除く。)の項第31号中「課内他の係」を「戸籍係」に改め、同部区民・戸籍係(烏山総合支所に限る。)の項中「区民・戸籍係」を「区民・戸籍担当係長」に改め、同表街づくり課の部街づくり担当係長の項第8号中「こと」の次に「(玉川総合支所及び砧総合支所に限る。)」を加え、同項中第36号を削り、第37号を第36号とし、第38号から第42号までを1号ずつ繰り上げ、第43号及び第44号を削り、第45号を第42号とし、第46号を第43号とし、同表に次のよう</p>	<p>に加える。 拠点整備担当課 拠点整備担当係長 (1) 鉄道上部利用計画(小田急線に係るものに限る。)の調整に関すること。 (2) 鉄道上部利用計画(小田急線に係るものに限る。)に係る都市再生整備計画事業に関すること。 (3) 下北沢駅周辺の都市計画道路の築造整備に係る設計及び調整に関すること。 (4) 下北沢駅周辺の都市計画道路の電線共同溝の建設の調整に関すること。 第9条の表生活支援課の部管理係の項第6号中「福祉貸付金等」を「応急小口資金その他の福祉貸付金」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。 (7) 母子及び父子福祉資金、母子及び父子福祉応急小口資金及び女性福祉資金の窓口での収納事務に関すること。 第9条の表生活支援課の部子ども家庭支援センター担当係長の項第5号中「母子福祉資金」を「母子及び父子福祉資金」に改め、同表保健福祉課の部障害支援担当係長の項第5号中「認定」を「認定等」に改め、同表健康づくり課の部保健医療担当係長の項中「及び烏山総合支所」を削り、同部保健相談係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表に次のように加える。 子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター担当係長 (1) 子どもとその家庭に係る総合的</p>	<p>な相談に関すること。 (2) 児童福祉法の規定に基づく実情の把握、情報提供、調査、指導等に関すること。 (3) 要保護児童支援地域協議会に関すること。 (4) 児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づく調査、指導等に関すること。 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく調査、指導、自立の支援等に関すること。 (6) 売春防止法の規定に基づく調査、指導等に関すること。 (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく自立の支援等に関すること。 (8) 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童育成手当の支給等並びにひとり親家庭等の医療費の助成等に関すること。 (9) 児童福祉法等に基づく子育て支援事業に関すること。 (10) 母子及び父子福祉資金、母子及び父子福祉応急小口資金及び女性福祉資金に関すること(窓口での収納事務を除く。) 第10条第2項中「区民・戸籍係長」を「区民・戸籍担当係長」に改める。 別表2の部街づくり課の款3の項総合支所長決定の欄第2号中「17の項及び23の項」を「16の項及び21の項」に改め、同款中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を次のように改め、同項を同款15の項とする。</p>
---	---	--

<p>15 東京都風致地区条例(以下この項において「条例」という。)に関すること。</p>	<p>1 条例第3条第1項各号に掲げる行為(同項第1号に規定する宅地の造成等</p>	<p>1 条例第3条第1項各号に掲げる行為(同項第1号に規定する宅地の造成等(面積が1ヘ</p>
---	--	--

				<p>(面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等に限る。)及び同項第2号に規定する木竹の伐採(森林の皆伐に限る。)に係る同項に規定する許可及び同条第3項の規定による協議をすること。</p> <p>2 条例第5条第1項第5号ただし書の規定に基づく基準の緩和を認定すること。</p> <p>3 条例第5条第2項の規定に基づき条件を付すこと。</p> <p>4 条例第7条の規定に基づく監督処分をすること。</p>	<p>クタールを超える宅地の造成等に限る。)及び同項第2号に規定する木竹の伐採(森林の皆伐に限る。)に係る同項に規定する許可及び同条第3項の規定による協議をすること。</p> <p>2 条例第3条に規定する許可及び同条の規定による協議に係る報告等並びに条例第4条の規定による通知を受けること。</p> <p>3 条例第6条の規定に基づく測量又は調査のための立入りをすること。</p>
--	--	--	--	---	---

別表2の部街づくり課の款中17の項を16の項とし、同款18の項課長決定の欄第1号中「第35条第3項各号」を「第35条第2項各号」に改め、同項を同款17の項とし、同款19の項件名の欄中「条例」の次に「(以下この項において「条例」という。)」を加え、同項総合支所長決定の欄第1号中「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(以下この項において「条例」という。)」を「条例」に改め、同項を同款18の項とし、同款中20の項を削り、21の項を19の項とし、22の項から26の項までを2項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

拠点整備担当課	1 鉄道上部利用計画(小田急線に係るものに限る。)の整備に関すること。	1 鉄道上部利用計画(小田急線に係るものに限る。)を策定すること。				
---------	-------------------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

別表4の部生活支援課の款2の項及び3の項中「母子、父子、女性、児童、」を削り、同款中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項から12の項までを削り、13の項を7の項とし、14の項を8の項とし、15の項を削り、同表に次のように加える。

子ども家庭支援課	<p>1 母子、父子、女性及び児童に係る法外援護に関すること。</p> <p>2 母子、父子、女性及び児童に係る貸付金に関すること。</p> <p>3 ひとり親家庭等の援護に関すること。</p> <p>4 特別児童扶養手当に関すること。</p>				<p>1 貸付けを打ち切ること。</p> <p>2 貸付金の償還を猶予し、又は免除すること。</p> <p>3 貸付金の一部償還を請求すること。</p> <p>4 違約金を免除すること。</p>	<p>1 母子、父子、女性及び児童に係る法外援護を実施すること。</p> <p>1 貸付けを決定し、及び通知すること。</p> <p>2 貸付金の償還据置期間を延長すること。</p> <p>3 貸付金の償還方法の変更を決定し、及び通知すること。</p> <p>1 ひとり親家庭等の援護を実施すること。</p> <p>2 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定に基づく申請若しくは現況届等を審査し、医療証を交付し、又は申請の却下若しくは資格消滅の通知をすること。</p> <p>3 助成金の返還請求の通知をすること。</p> <p>1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に基づく認定の請求届出等を受理し、及び審査し、並びに請求書、届書等を進達すること。</p>
----------	--	--	--	--	---	---

<p>5 児童扶養手当及び児童育成手当に関すること。</p> <p>6 母子生活支援施設への入所措置及び入院助産措置に関すること。</p> <p>7 要保護児童支援地域協議会に関すること。</p> <p>8 要保護児童に対する措置に関すること。</p> <p>9 児童福祉法等に基づく子育て支援事業に関すること。</p>			<p>1 要保護児童支援地域協議会の開催に関すること。</p>	<p>2 住所又は支払方法の変更を特別児童扶養手当証書に記載し、及び返付に係る当該証書を報告すること。</p> <p>3 証書の交付をすること。</p> <p>1 児童扶養手当法及び世田谷区児童育成手当条例の規定に基づく申請を審査し、児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書若しくは児童育成手当認定通知書を交付し、又は申請の却下を通知すること。</p> <p>2 手当の支払の停止をすること。</p> <p>3 手当受給資格の消滅及び手当返還の請求の通知をすること。</p> <p>4 住所又は氏名の変更を児童扶養手当証書に記載すること。</p> <p>1 母子生活支援施設への入所措置及び入院助産措置を行うこと。</p> <p>1 児童福祉法第25条の7第1項に定める措置を決定すること。</p> <p>1 児童福祉法等に基づく子育て支援事業の実施を決定すること。</p>
--	--	--	---------------------------------	---

附 則  
この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

---

**告 示**

---

**◎世田谷区告示第162号**  
次の世田谷区営住宅は、平成31年 3月 1日から公用を開始する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人

1 名称  
世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）

2 位置  
東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番2号

---

**◎世田谷区告示第163号**  
世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

---

**◎世田谷区告示第164号**  
世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3

月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

---

**◎世田谷区告示第165号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。  
この関係図面は、平成31年 3月 1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更により廃止する区間  
世田谷区喜多見五丁目2925番地先無番から2929番1地先無番まで

3 変更により廃止する区域  
延長 134.33メートル  
幅員 0.90メートルから1.10メートルまで  
面積 133.01平方メートル

4 供用廃止の期日  
平成31年 3月 1日

**◎世田谷区告示第166号**  
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、平成31年 3月 1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人

1 番号  
45-Z174

2 位置  
世田谷区喜多見五丁目2924番1地先無番から2932番1地先無番まで

3 廃止の期日  
平成31年 3月 1日

---

**◎世田谷区告示第167号**  
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、平成31年 3月 1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区長 保坂展人

1 番号

45-Z310  
 2 位置  
 世田谷区喜多見五丁目2924番1地  
 先無番から2924番1地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

◎世田谷区告示第168号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、平成31年3月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 45-G200  
 2 廃止する起終点  
 世田谷区喜多見五丁目2932番1地先無番から2932番1地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 平成31年3月1日

◎世田谷区告示第169号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 38-16  
 2 変更の区間  
 世田谷区北烏山四丁目1454番20  
 3 変更の区域  
 延長 12.68メートル  
 幅員 1.00メートル  
 面積 12.69平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月1日

◎世田谷区告示第170号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 31-18  
 2 供用開始の区間  
 世田谷区宮坂三丁目2141番18から2141番14まで  
 3 供用開始の区域  
 延長 233.20メートル  
 幅員 1.78メートルから6.12メートルまで  
 面積 1340.66平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月1日

◎世田谷区告示第171号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 33-69  
 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区若林二丁目547番16の内  
 (2) 世田谷区若林二丁目547番16の内から547番15の内まで  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 7.61メートル  
 幅員 0.08メートルから0.18メートルまで  
 面積 1.00平方メートル  
 (2) 延長 12.29メートル  
 幅員 0.18メートル  
 面積 2.22平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月1日

◎世田谷区告示第172号  
 平成31年3月1日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。  
 平成31年3月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 平成30年度世田谷区一般会計補正予算(第4次)  
 2 平成30年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第2次)  
 3 平成30年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第2次)  
 4 平成30年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第2次)  
 別添省略

◎世田谷区告示第173号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成31年3月5日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名称  
 世田谷区立玉川三丁目ホッと公園  
 2 位置  
 東京都世田谷区玉川三丁目32番6号  
 3 区域  
 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第174号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成31年3月5日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名称  
 世田谷区立丸子川ひろば公園  
 2 位置  
 東京都世田谷区野毛二丁目25番16号  
 3 区域  
 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第175号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成31年3月5日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名称  
 世田谷区立上祖師谷二丁目ちょうちょう公園  
 2 位置  
 東京都世田谷区上祖師谷二丁目14番10号  
 3 区域  
 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日  
 平成31年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第176号  
 次の世田谷区立区民センターは、平成31年7月1日から平成31年10月25日までの期間その供用を中止する。  
 平成31年3月5日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名称  
 世田谷区立桜丘区民センター(第4集会室及び第2集会室兼体育室に限る。)  
 2 位置  
 東京都世田谷区桜丘二丁目22番1号

◎世田谷区告示第177号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 平成31年3月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称  
 SOMPOケア上野毛居宅介護支援  
 2 事業所の所在地  
 東京都世田谷区中町五丁目35番7号  
 3 事業者の名称  
 SOMPOケア

世田谷区公報

4	株式会社 廃止届受理年月日	平成31年2月20日
5	サービスの種類	居宅介護支援
<b>◎世田谷区告示第178号</b>		
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。		
平成31年3月6日 世田谷区長 保坂展人		
1	事業所の名称	SOMPOケア喜多見居宅介護支援
2	事業所の所在地	東京都世田谷区喜多見九丁目22番7号
3	事業者の名称	SOMPOケア株式会社
4	廃止届受理年月日	平成31年2月20日
5	サービスの種類	居宅介護支援
<b>◎世田谷区告示第179号</b>		
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。		
平成31年3月6日 世田谷区長 保坂展人		
1	事業所の名称	SOMPOケア経堂居宅介護支援
2	事業所の所在地	東京都世田谷区宮坂三丁目10番7号YMTビル305
3	事業者の名称	SOMPOケア株式会社
4	廃止届受理年月日	平成31年2月20日
5	サービスの種類	居宅介護支援
<b>◎世田谷区告示第180号</b>		
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。		
平成31年3月6日 世田谷区長 保坂展人		
1	事業所の名称	SOMPOケア烏山北居宅介護支援
2	事業所の所在地	東京都世田谷区北烏山六丁目9番3号
3	事業者の名称	SOMPOケア株式会社
4	廃止届受理年月日	平成31年2月20日
5	サービスの種類	居宅介護支援
<b>◎世田谷区告示第181号</b>		
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援		

事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	おおきなき明大前
2	事業所の所在地	東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイツ1階
3	事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス
4	廃止届受理年月日	平成31年1月25日
5	サービスの種類	居宅介護支援

**◎世田谷区告示第182号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区北烏山六丁目1677番1
3	変更の区域	延長 22.27メートル 幅員 1.00メートル 面積 22.44平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第183号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	43-17
2	変更の区間	世田谷区八幡山三丁目166番24
3	変更の区域	延長 7.20メートル 幅員 1.00メートル 面積 7.21平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第184号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区喜多見八丁目2362番14から2361番2の内まで
3	変更の区域	延長 15.97メートル 幅員 0.17メートル 面積 2.86平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第185号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	54-30
2	変更の区間	世田谷区祖師谷六丁目794番65の内
3	変更の区域	延長 10.91メートル 幅員 0.02メートルから0.03メートルまで 面積 0.33平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第186号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	31-18
2	供用開始の区間	世田谷区宮坂二丁目2164番の内
3	供用開始の区域	延長 21.05メートル 幅員 0.00メートルから1.12メートルまで 面積 8.68平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第187号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
---	------	------



2 変更の区間  
世田谷区砦一丁目344番21の内から344番3の内まで

3 変更の区域  
延長 12.37メートル  
幅員 0.16メートルから1.10メートルまで  
面積 9.87平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第188号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区代沢二丁目48番21の内

3 変更の区域  
延長 6.35メートル  
幅員 0.17メートルから0.19メートルまで  
面積 1.16平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第189号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目93番9の内

3 変更の区域  
延長 5.92メートル  
幅員 0.00メートルから0.18メートルまで  
面積 0.62平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第190号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月6日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区若林二丁目561番5の内

3 変更の区域  
延長 10.86メートル  
幅員 0.07メートルから0.21メートルまで  
面積 1.57平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月6日

**◎世田谷区告示第191号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区代沢一丁目78番24の内

3 変更の区域  
延長 7.14メートル  
幅員 0.59メートルから0.60メートルまで  
面積 4.26平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月7日

**◎世田谷区告示第192号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区代沢一丁目78番24の内

3 変更の区域  
延長 0.10メートル  
幅員 0.60メートル  
面積 0.06平方メートル

**◎世田谷区告示第193号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 36-25

2 変更の区間  
(1) 世田谷区北沢四丁目879番36  
(2) 世田谷区北沢四丁目879番37

3 変更の区域  
(1) 延長 9.35メートル  
幅員 0.23メートルから0.26メートルまで

面積 2.35平方メートル

(2) 延長 9.42メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.86平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月7日

**◎世田谷区告示第194号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区若林五丁目317番13の内

3 変更の区域  
延長 12.01メートル  
幅員 0.17メートルから0.49メートルまで  
面積 4.25平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月7日

**◎世田谷区告示第195号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区船橋四丁目522番地先無番の内

3 変更の区域  
延長 29.57メートル  
幅員 0.99メートルから1.06メートルまで  
面積 31.68平方メートル

**◎世田谷区告示第196号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 供用開始の区間  
世田谷区北沢四丁目612番83

3 供用開始の区域  
延長 5.61メートル  
幅員 1.36メートルから1.37メートルまで  
面積 7.64平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月7日

◎世田谷区告示第197号

平成30年7月3日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転居届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

平成31年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

- 住所及び氏名  
住所 東京都世田谷区南烏山三丁目10番7号グレース103  
氏名 小山 京子
- 交付年月日  
平成30年7月28日に交付されたもの

◎世田谷区告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区奥沢一丁目61番3地先無番
- 変更の区域  
延長 7.46メートル  
幅員 2.18メートル  
面積 16.28平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月8日

◎世田谷区告示第199号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
33-G005
- 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区奥沢一丁目64番1地先無番から60番2地先無番まで  
(新)世田谷区奥沢一丁目60番3地先無番から60番2地先無番まで
- 廃止の期日  
平成31年3月8日

◎世田谷区告示第200号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
33-G005-01
- 指定する起終点  
世田谷区奥沢一丁目64番1地先無番から61番1地先無番まで
- 供用開始の期日  
平成31年3月8日
- 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
36-5
- 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目920番9地先無番
- 変更の区域  
延長 16.33メートル  
幅員 1.85メートルから2.30メートルまで  
面積 33.94平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月8日

◎世田谷区告示第202号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
41-G119
- 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区北烏山一丁目917番24地先無番から923番16地先無番まで  
(新)世田谷区北烏山一丁目920番21地先無番から923番16地先無番まで
- 廃止の期日  
平成31年3月8日

◎世田谷区告示第203号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、平成31年3月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
41-G119-01
- 指定する起終点  
世田谷区北烏山一丁目917番24地先無番から920番20地先無番まで
- 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月11日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区瀬田一丁目923番30地先無番から923番37地先無番まで
- 変更の区域  
延長 12.69メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 8.00平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月11日

◎世田谷区告示第205号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月11日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
32-G085
- 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区瀬田一丁目921番6地先無番から923番1地先無番まで  
(新)世田谷区瀬田一丁目923番31地先無番から923番1地先無番まで
- 廃止の期日  
平成31年3月11日

◎世田谷区告示第206号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域

を決定し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
32-G085-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区瀬田一丁目921番6地先無番から923番16地先無番まで
- 3 供用開始の期日  
平成31年3月11日
- 4 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第207号

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更したので、別紙のとおり告示する。

平成31年3月11日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第208号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
  - (1) 21-G286
  - (2) 21-G270-01
- 2 廃止する起終点
  - (1) 世田谷区松原三丁目799番6地先無番から797番1地先無番まで
  - (2) 世田谷区松原三丁目798番1地先無番から797番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
平成31年3月12日

◎世田谷区告示第209号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
  - (1) 12-D286-15
  - (2) 12-G077
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区太子堂四丁目452番13の内
  - (2) 世田谷区太子堂四丁目452番13の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 14.31メートル  
幅員 0.72メートルから0.73メートルまで

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 面積     | 10.66平方メートル          |
| (2) 延長 | 9.09メートル             |
| 幅員     | 0.40メートルから0.41メートルまで |

- |           |            |
|-----------|------------|
| 面積        | 3.78平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 平成31年3月12日 |

◎世田谷区告示第210号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
平成31年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2821号
- 2 指定取消年月日 平成31年3月12日
- 3 指定取消の位置 世田谷区深沢五丁目63番1の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 12.00メートル
- 6 申請者氏名 鈴木 教仁

◎世田谷区告示第211号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-D412-05
- 2 変更の区間  
世田谷区砧六丁目135番6の内
- 3 変更の区域
 

延長	11.12メートル
幅員	0.00メートルから0.29メートルまで
面積	2.51平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月13日

◎世田谷区告示第212号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D298-07
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1674番39の内
- 3 変更の区域
 

延長	13.77メートル
幅員	0.64メートルから0.65メートルまで
面積	8.99平方メートル

- 4 供用開始の期日  
平成31年3月14日

◎世田谷区告示第213号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能又は紛失によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 回収不能によるもの  
世田谷総合支所許可分  
品川61-64  
玉川総合支所許可分  
品川62-14 品川74-81  
品川74-86 品川85-08
- 2 紛失によるもの  
世田谷総合支所許可分  
品川69-04  
玉川総合支所許可分  
品川61-54

◎世田谷区告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画北沢三・四丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区北沢三丁目及び北沢四丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画明大前駅北側地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区松原二丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画下北沢駅周辺地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区大原一丁目、北沢一丁目、北沢二丁目、代沢二丁目、代沢五丁目、代田二丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地下
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

## ◎世田谷区告示第217号

世田谷区住居表示に関する条例（昭和38年10月世田谷区条例第24号）第2条の規定により、東京都世田谷区北沢一丁目の一部について、平成31年3月15日から、別図(一)に示す街区の区域及び街区符号を別図(二)に示すのとおり変更する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

別図省略

## ◎世田谷区告示第218号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 指定取消番号 第2820号
- 指定取消年月日 平成31年3月14日
- 指定取消の位置 世田谷区梅丘二丁目1350番12、1350番13、1350番21、1350番22の一部及び1350番23
- 道路の幅員 4.00メートル
- 道路の延長 16.80メートル
- 申請者氏名 北村 敏雄

## ◎世田谷区告示第219号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
21-D298-08
- 変更の区間

世田谷区羽根木一丁目1674番50の内から1674番99の内まで

- 変更の区域  
延長 42.10メートル  
幅員 0.63メートルから0.72メートルまで  
面積 27.86平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月18日

## ◎世田谷区告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目240番22
- 変更の区域  
延長 19.64メートル  
幅員 0.09メートルから0.22メートルまで  
面積 3.29平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月18日

## ◎世田谷区告示第221号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## ◎世田谷区告示第222号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## ◎世田谷区告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 変更の区間  
(1) 世田谷区上北沢四丁目463番28の内  
(2) 世田谷区上北沢四丁目463番28の内

## 3 変更の区域

- 延長 9.73メートル  
幅員 0.57メートルから0.61メートルまで  
面積 5.75平方メートル
- 延長 4.90メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 3.09平方メートル

## 4 供用開始の期日

平成31年3月18日

## ◎世田谷区告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
40-14
- 変更の区間  
世田谷区代沢二丁目116番34の内
- 変更の区域  
延長 16.93メートル  
幅員 0.05メートルから0.26メートルまで  
面積 2.75平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月18日

## ◎世田谷区告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目749番10
- 変更の区域  
延長 11.60メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 7.41平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月19日

## ◎世田谷区告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1762番24の内から1762番38の内まで

3 変更の区域  
 延長 24.35メートル  
 幅員 0.38メートルから  
 0.70メートルまで  
 面積 14.98平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月19日

◎世田谷区告示第227号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月19日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区羽根木二丁目1762番38の内

3 変更の区域  
 延長 0.10メートル  
 幅員 0.63メートル  
 面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第228号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月19日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区上馬三丁目832番7の内

3 変更の区域  
 延長 9.15メートル  
 幅員 0.66メートルから  
 0.70メートルまで  
 面積 6.29平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月19日

◎世田谷区告示第229号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月19日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区上馬三丁目832番9の内

3 変更の区域  
 延長 3.55メートル  
 幅員 0.57メートルから  
 0.68メートルまで  
 面積 2.24平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月19日

◎世田谷区告示第230号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月19日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区船橋四丁目408番3の内

3 変更の区域  
 延長 3.81メートル  
 幅員 0.76メートルから  
 0.77メートルまで  
 面積 2.95平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月19日

◎世田谷区告示第231号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月20日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区桜丘一丁目636番42

3 変更の区域  
 延長 8.21メートル  
 幅員 0.84メートルから  
 0.90メートルまで  
 面積 7.20平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月20日

◎世田谷区告示第232号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月22日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 (1) 40-1  
 (2) 31-18  
 (3) 31-18  
 (4) 31-18  
 (5) 40-1  
 (6) 31-18

2 供用開始の区間  
 (1) 世田谷区宮坂三丁目2180番9から2141番33まで  
 (2) 世田谷区宮坂三丁目2141番23の内から2141番11まで

(3) 世田谷区宮坂三丁目2141番28から2141番22の内まで

(4) 世田谷区宮坂三丁目2180番10

(5) 世田谷区宮坂三丁目2180番2

(6) 世田谷区宮坂三丁目2141番29

3 供用開始の区域  
 (1) 延長 27.81メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 17.19メートルまで  
 面積 475.36平方メートル  
 (2) 延長 30.09メートル  
 幅員 17.00メートルから  
 17.19メートルまで  
 面積 514.06平方メートル  
 (3) 延長 88.63メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 14.99メートルまで  
 面積 709.19平方メートル  
 (4) 延長 9.04メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 2.80メートルまで  
 面積 12.57平方メートル  
 (5) 面積 62.05平方メートル  
 (6) 面積 55.54平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月22日

◎世田谷区告示第233号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、平成31年3月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月22日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-36

2 変更の区間  
 世田谷区代田三丁目744番8から744番10まで

3 変更の区域  
 延長 15.30メートル  
 幅員 2.61メートルから  
 3.05メートルまで  
 面積 38.74平方メートル

◎世田谷区告示第234号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、平成31年3月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月22日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1

2 変更の区間  
 世田谷区砧七丁目29番36の内

3 変更の区域  
 延長 8.56メートル  
 幅員 0.63メートル  
 面積 7.82平方メートル

4 供用開始の期日  
 平成31年3月22日

◎世田谷区告示第235号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-G142
- 2 変更の区間  
世田谷区砧七丁目29番36の内
- 3 変更の区域  
延長 11.12メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 7.15平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月22日

◎世田谷区告示第236号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月22日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-G142
- 2 変更の区間  
世田谷区砧七丁目29番36の内
- 3 変更の区域  
延長 18.60メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 11.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月22日

◎世田谷区告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成31年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
サンケイビルウェルケアデイサービスセンター 世田谷
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区深沢一丁目32番18号
- 3 事業者の名称  
株式会社サンケイビルウェルケア
- 4 廃止届受理年月日  
平成31年2月26日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ソラノイロ
- 2 事業所の所在地  
東京都目黒区鷹番二丁目2番5号フオンテ鷹番1階
- 3 事業者の名称  
ウィズスカラーズ株式会社
- 4 指定年月日  
平成31年2月22日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目番350番1地先無番から350番25地先無番まで
- 3 変更の区域  
延長 13.10メートル  
幅員 0.54メートル  
面積 7.14平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第240号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G020
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区奥沢三丁目349番3地先無番から350番1地先無番まで  
(新) 世田谷区奥沢三丁目350番26地先無番から349番3地先無番まで
- 3 廃止の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第241号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第

28号）第2条第1項の規定により告示する。  
この関係図面は、平成31年3月25日から2週間世田谷区道路・交通政策部道路指導課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区給田三丁目26番内
- 3 指定年月日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第242号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、平成31年3月25日から2週間世田谷区道路・交通政策部道路指導課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区喜多見四丁目11番先から世田谷区喜多見四丁目12番先まで
- 3 指定年月日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第243号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢五丁目11番13の内
- 3 変更の区域  
延長 4.00メートル  
幅員 0.48メートルから0.49メートルまで  
面積 1.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢五丁目11番21の内から11番23の内まで
- 3 変更の区域  
延長 15.96メートル  
幅員 0.49メートルから0.56メートルまで  
面積 8.41平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水五丁目480番9の内
- 3 変更の区域  
延長 11.53メートル  
幅員 0.32メートルから0.56メートルまで  
面積 5.20平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区深沢八丁目105番3の内  
(2) 世田谷区深沢八丁目105番3の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 13.08メートル  
幅員 0.19メートルから0.24メートルまで  
面積 2.91平方メートル  
(2) 面積 1.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月25日

◎世田谷区告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第15条の25第2項の規定による指定介護予防支援事業の廃止の届出があったので、同法第115条の30第2号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
松原あんしんすこやかセンター
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原二丁目28番21号
- 3 事業者の名称  
医療法人社団大坪会
- 4 廃止届受理年月日  
平成31年2月27日
- 5 サービスの種類  
介護予防支援

◎世田谷区告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
松原あんしんすこやかセンター
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原二丁目28番21号
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
介護予防支援

◎世田谷区告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスセンターシエロ桜新町
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区弦巻三丁目30番5号
- 3 事業者の名称  
株式会社ほのぼの安心介護ファミリー
- 4 廃止届受理年月日  
平成31年2月19日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスセンターシエロ桜新町
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区弦

- 3 事業者の名称  
株式会社シエロ
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
茶話本舗デイサービス桜丘亭
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区桜丘五丁目4番4号1階
- 3 事業者の名称  
株式会社エヌワイアドバンス
- 4 廃止届受理年月日  
平成31年2月22日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ケアセンター桜丘亭
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区桜丘五丁目4番4号1階
- 3 事業者の名称  
株式会社快適支援
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目184番30
- 3 変更の区域  
延長 6.58メートル  
幅員 0.83メートルから0.90メートルまで  
面積 6.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区世田谷四丁目125番6から128番18まで
- 3 供用開始の区域  
延長 43.34メートル  
幅員 0.40メートルから2.54メートルまで  
面積 36.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 40-1  
(2) 31-18
- 2 変更により廃止する区間  
(1) 世田谷区宮坂三丁目2180番8先無番  
(2) 世田谷区宮坂三丁目2141番10先無番
- 3 変更により廃止する区域  
(1) 延長 11.22メートル  
幅員 6.00メートルから6.01メートルまで  
面積 100.63平方メートル  
(2) 延長 23.12メートル  
幅員 4.50メートルから4.58メートルまで  
面積 110.97平方メートル
- 4 供用廃止の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂五丁目128番3の内
- 3 変更の区域  
延長 7.88メートル  
幅員 0.59メートルから

- 0.68メートルまで
- 面積 4.98平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂五丁目128番3の内
- 3 変更の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.59メートル  
面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目277番3の内から277番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 11.08メートル  
幅員 0.25メートルから0.27メートルまで  
面積 2.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
おおきなき明大前
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイツ1F
- 3 事業者の名称  
株式会社日本エルダリーケアサービス
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ナーシング・ケアステーション梅ヶ丘
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原六丁目37番1号
- 3 事業者の名称  
一般財団法人脳神経疾患研究所
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
経堂リハビリデイサービス
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区宮坂三丁目20番3-102号
- 3 事業者の名称  
有限会社コスモ・リバース
- 4 指定年月日  
平成31年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第263号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D214-06
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢三丁目520番6の内
- 3 変更の区域  
延長 7.45メートル  
幅員 0.25メートルから0.32メートルまで  
面積 2.14平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第264号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人



1 指定番号  
11-D214-05

2 供用開始の区間  
世田谷区北沢三丁目520番8の内

3 供用開始の区域  
延長 0.27メートル  
幅員 0.32メートル  
面積 0.08平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第265号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
21-D160-02

2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目494番6の内から500番1の内まで

3 変更の区域  
延長 2.69メートル  
幅員 0.04メートルから  
0.26メートルまで  
面積 0.41平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目258番6の内から258番21まで

3 変更の区域  
延長 21.79メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.33メートルまで  
面積 7.73平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第267号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
21-G246

2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目258番6の内から258番13まで

3 変更の区域  
延長 18.88メートル  
幅員 1.52メートルから  
1.58メートルまで  
面積 29.00平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
38-32

2 変更の区間  
世田谷区代沢一丁目35番9の内

3 変更の区域  
延長 45.15メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.27メートルまで  
面積 8.35平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第269号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
13-G096

2 変更の区間  
世田谷区下馬四丁目28番26の内から28番9の内まで

3 変更の区域  
延長 7.29メートル  
幅員 2.06メートルから  
2.07メートルまで  
面積 15.11平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第270号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
13-G096

2 変更の区間  
世田谷区下馬四丁目28番21の内から28番9の内まで

3 変更の区域  
延長 11.79メートル  
幅員 2.06メートル  
面積 24.37平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 変更により廃止する区間  
世田谷区船橋四丁目533番1の内

3 変更により廃止する区域  
延長 0.14メートル  
幅員 1.42メートル  
面積 0.20平方メートル

4 供用廃止の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 供用開始の区間  
世田谷区喜多見四丁目3396番6地先無番

3 供用開始の区域  
延長 13.29メートル  
幅員 1.63メートル  
面積 21.96平方メートル

4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
パナソニックエイジフリーケアセンター世田谷南鳥山・定期巡回

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区南

世田谷区公報

3	事業者の名称	鳥山二丁目19番1号 パナソニックエイジフリー株式会社
4	指定年月日	平成31年4月1日
5	サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第274号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
- (1) 13-G096
- (2) 13-G098
- 2 変更の区間
- (1) 世田谷区下馬四丁目28番23の内
- (2) 世田谷区下馬四丁目28番23の内
- 3 変更の区域
- (1) 延長 12.79メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 8.16平方メートル
- (2) 延長 12.36メートル  
幅員 0.26メートルから  
0.28メートルまで  
面積 3.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第275号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D059-08
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目467番7の内から467番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 22.71メートル  
幅員 0.51メートルから  
0.76メートルまで  
面積 15.39平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月26日

◎世田谷区告示第276号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月27日		世田谷区長 保坂展人
1	指定番号	22-D103-06
2	変更の区間	世田谷区赤堤五丁目475番2の内から475番9の内まで
3	変更の区域	延長 12.64メートル 幅員 0.17メートルから 0.19メートルまで 面積 2.28平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月27日

◎世田谷区告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 療養通所介護センター梅ヶ丘
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番1号
- 3 事業者の名称 一般財団法人脳神経疾患研究所
- 4 指定年月日 平成31年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスセンター梅ヶ丘
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番1号
- 3 事業者の名称 一般財団法人脳神経疾患研究所
- 4 指定年月日 平成31年4月1日
- 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区豪徳寺一丁目2031番31の内		世田谷区長 保坂展人
3	変更の区域	延長 17.23メートル 幅員 0.18メートル 面積 3.13平方メートル
4	供用開始の期日	平成31年3月27日

◎世田谷区告示第280号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D083-01
- 2 変更の区間  
世田谷区豪徳寺一丁目2031番31の内
- 3 変更の区域  
延長 12.57メートル  
幅員 0.71メートル  
面積 8.83平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月27日

◎世田谷区告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜新町一丁目429番3の内から429番6の内まで
- 3 変更の区域  
延長 16.55メートル  
幅員 0.68メートルから  
0.73メートルまで  
面積 11.70平方メートル
- 4 供用開始の期日  
平成31年3月27日

◎世田谷区告示第282号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第283号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について  
世田谷区公契約条例（平成26年9月世田

谷区条例第27号) 第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号) 第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,572円
2	普通作業員	2,242円
3	軽作業員	1,605円
4	造園工	2,253円
5	法面工	2,848円
6	とび工	2,869円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,710円
10	鉄筋工	2,890円
11	鉄骨工	2,699円
12	塗装工	2,965円
13	溶接工	3,177円
14	運転手(特殊)	2,529円
15	運転手(一般)	2,094円
16	潜かん工	3,156円
17	潜かん世話役	3,730円
18	さく岩工	3,145円
19	トンネル特殊工	3,092円
20	トンネル作業員	2,550円
21	トンネル世話役	3,432円
22	橋りょう特殊工	3,156円
23	橋りょう塗装工	3,273円
24	橋りょう世話役	3,613円
25	土木一般世話役	2,614円
26	高級船員	3,092円
27	普通船員	2,444円
28	潜水士	4,304円
29	潜水連絡員	2,965円
30	潜水送気員	2,944円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,739円
33	型わく工	2,731円
34	大工	2,689円
35	左官	2,901円
36	配管工	2,434円

37	はつり工	2,635円
38	防水工	3,145円
39	板金工	2,922円
40	タイル工	—
41	サッシ工	2,689円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	2,901円
44	ガラス工	2,614円
45	建具工	—
46	ダクト工	2,370円
47	保温工	2,402円
48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,615円
51	交通誘導員B	1,403円
52	上記以外の職種	1,070円

備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。  
(1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,322円  
(2) 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附則

この告示は、平成31年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
36-5
- 変更の区間  
世田谷区若林二丁目512番14の内

- 変更の区域  
延長 4.56メートル  
幅員 0.35メートルから0.52メートルまで  
面積 2.15平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月27日

◎世田谷区告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区南烏山三丁目304番27地先無番
- 変更の区域  
延長 6.21メートル  
幅員 0.79メートルから0.90メートルまで  
面積 5.27平方メートル
- 供用開始の期日  
平成31年3月28日

◎世田谷区告示第286号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 番号  
42-Z071
- 位置  
世田谷区南烏山三丁目338番29地先無番から304番4地先無番まで
- 廃止の期日  
平成31年3月28日

◎世田谷区告示第287号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
(1) 42-G158  
(2) 42-G159
- 指定する起終点  
(1) 世田谷区南烏山三丁目338番36地先無番から304番26地先無番まで  
(2) 世田谷区南烏山三丁目304番10地先無番から304番14地先無番まで

<p>3 用途 区管理道路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第288号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原一丁目1783番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.33メートル 幅員 1.08メートルから 1.09メートルまで 面積 7.97平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 平成31年3月28日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第289号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目1064番26の内</p> <p>3 変更の区域 延長 13.46メートル 幅員 0.49メートルから 0.68メートルまで 面積 7.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 平成31年3月28日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第290号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-D429-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原四丁目966番13の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.20メートル 幅員 0.70メートルから 0.71メートルまで 面積 4.41平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 平成31年3月28日</p>
---

<p>◎世田谷区告示第291号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 33-25</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田五丁目699番54の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.30メートル 幅員 0.17メートルから 0.25メートルまで 面積 0.06平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 平成31年3月28日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第292号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、平成31年3月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D507-03</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢一丁目401番102</p> <p>3 変更の区域 延長 6.37メートル 幅員 0.66メートルから 0.75メートルまで 面積 4.50平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 平成31年3月28日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第293号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定取消番号 第2822号</p> <p>2 指定取消年月日 平成31年3月27日</p> <p>3 指定取消の位置 世田谷区三軒茶屋二丁目251番3及び251番8</p> <p>4 道路の幅員 2.00メートル</p> <p>5 道路の延長 30.75メートル</p> <p>6 申出者氏名 株式会社モリモト 代表取締役 森本 浩義</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第294号</p> <p>平成31年3月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法</p>
--

<p>(昭和22年法律第67号) 第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。</p> <p>平成31年3月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 平成31年度世田谷区一般会計予算</p> <p>2 平成31年度世田谷区国民健康保険事業会計予算</p> <p>3 平成31年度世田谷区後期高齢者医療会計予算</p> <p>4 平成31年度世田谷区介護保険事業会計予算</p> <p>5 平成31年度世田谷区学校給食費会計予算</p> <p>別添省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第295号</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 株式会社日本エルダリーケアサービス</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町一丁目11番30号サウスヒル永田町5F</p> <p>3 事業所の名称 おおきなき明大前</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイッ1F</p> <p>5 事業所番号 1331204675</p> <p>6 事業の種類 特定相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 指定の年月日 平成31年4月1日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第296号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 株式会社日本エルダリーケアサービス</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町一丁目11番30号サウスヒル永田町5F</p> <p>3 事業所の名称 おおきなき</p>
---

4	事業所の所在地	明大前 東京都世田 谷区松原二 丁目38番9 号明大前グ ランドハイ ツ1F	7	事業の主たる対象者	支援事業 特定なし	8	廃止の年月日	平成31年3 月31日
5	事業所番号	1371200914	8	指定の年月日	平成31年4 月1日	<b>◎世田谷区告示第301号</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人		
6	事業の種類	障害児相談 支援事業	<b>◎世田谷区告示第299号</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人			1	事業者の名称	株式会社福 祉ステーシ ョンあい
7	事業の主たる対象者	特定なし	1	事業者の名称	株式会社日 本エルダリ ーケアサー ビス	2	主たる事務所の所在地	東京都世田 谷区喜多見 九丁目3番 13号
8	指定の年月日	平成31年4 月1日	2	主たる事務所の所在地	東京都港区 芝公園三丁 目4番30号 32芝公園ビ ル7階	3	事業所の名称	相談支援ル ーム きた み
<b>◎世田谷区告示第297号</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人			3	事業所の名称	おおきなき 明大前	4	事業所の所在地	東京都世田 谷区喜多見 八丁目15番 35号K. 田 中ビル307
1	事業者の名称	一般社団法人空の翼	4	事業所の所在地	東京都世田 谷区松原二 丁目38番9 号明大前グ ランドハイ ツ1F	5	事業所番号	1331203081
2	主たる事務所の所在地	東京都世田 谷区宮坂三 丁目12番18 号ブエノス 経堂203	5	事業所番号	1331203024	6	事業の種類	特定相談支 援事業
3	事業所の名称	相談支援ウ イング	6	事業の種類	特定相談支 援事業	7	事業の主たる対象者	特定なし
4	事業所の所在地	東京都世田 谷区宮坂三 丁目12番18 号ブエノス 経堂203	7	事業の主たる対象者	特定なし	8	廃止の年月日	平成31年3 月31日
5	事業所番号	1331204683	8	廃止の年月日	平成31年3 月31日	<b>◎世田谷区告示第302号</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164条）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人		
6	事業の種類	特定相談支 援事業	<b>◎世田谷区告示第300号</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164条）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人			1	事業者の名称	株式会社福 祉ステーシ ョンあい
7	事業の主たる対象者	特定なし	1	事業者の名称	株式会社日 本エルダリ ーケアサー ビス	2	主たる事務所の所在地	東京都世田 谷区喜多見 九丁目3番 13号
8	指定の年月日	平成31年4 月1日	2	主たる事務所の所在地	東京都港区 芝公園三丁 目4番30号 32芝公園ビ ル7階	3	事業所の名称	相談支援ル ーム きた み
<b>◎世田谷区告示第298号</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。 平成31年3月29日 世田谷区長 保坂展人			3	事業所の名称	おおきなき 明大前	4	事業所の所在地	東京都世田 谷区喜多見 八丁目15番 35号K. 田 中ビル307
1	事業者の名称	一般社団法人空の翼	4	事業所の所在地	東京都世田 谷区松原二 丁目38番9 号明大前グ ランドハイ ツ1F	5	事業所番号	1371200351
2	主たる事務所の所在地	東京都世田 谷区宮坂三 丁目12番18 号ブエノス 経堂203	5	事業所番号	1371200336	6	事業の種類	障害児相談 支援事業
3	事業所の名称	相談支援ウ イング	6	事業の種類	障害児相談 支援事業	7	事業の主たる対象者	特定なし
4	事業所の所在地	東京都世田 谷区宮坂三 丁目12番18 号ブエノス 経堂203	7	事業の主たる対象者	特定なし	8	廃止の年月日	平成31年3 月31日
5	事業所番号	1371200930	<b>◎世田谷区告示第303号</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123					
6	事業の種類	障害児相談						

号) 第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 事業者の名称     | 特定非営利活動法人にじのこ                |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山六丁目3番9号ミール千歳烏山603号 |
| 3 事業所の名称     | 相談室にじのこ                      |
| 4 事業所の所在地    | 東京都世田谷区南烏山六丁目3番9号ミール千歳烏山603号 |
| 5 事業所番号      | 1331202794                   |
| 6 事業の種類      | 特定相談支援事業                     |
| 7 事業の主たる対象者  | 特定なし                         |
| 8 指定の年月日     | 平成31年 4月 1日                  |

◎世田谷区告示第304号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 事業者の名称     | 特定非営利活動法人にじのこ                |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区南烏山六丁目3番9号ミール千歳烏山603号 |
| 3 事業所の名称     | 相談室にじのこ                      |
| 4 事業所の所在地    | 東京都世田谷区南烏山六丁目3番9号ミール千歳烏山603号 |
| 5 事業所番号      | 1371200252                   |
| 6 事業の種類      | 障害児相談支援事業                    |
| 7 事業の主たる対象者  | 特定なし                         |
| 8 指定の年月日     | 平成31年 4月 1日                  |

◎世田谷区告示第305号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第306号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第307号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第308号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第309号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 58-1  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区成城九丁目1373番15                              |
| 3 変更の区域   | 延長 31.99メートル<br>幅員 1.25メートル<br>面積 39.99平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 平成31年 3月29日                                   |

◎世田谷区告示第310号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、平成31年3月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 指定番号  | 45-G077                      |
| 2 変更の区間 | 世田谷区宇奈根三丁目1番2地先無番から1番5地先無番まで |
| 3 廃止の期日 |                              |

平成31年 3月29日

◎世田谷区告示第311号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1 事業所の名称  | 株式会社共英キョウエイケア世田谷             |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区代沢二丁目36番21号 Buzzy代沢2階 |
| 3 事業者の名称  | 株式会社共英                       |
| 4 指定年月日   | 平成31年 4月 1日                  |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援                       |

◎世田谷区告示第312号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、平成31年3月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 指定番号    | 21-D298-09  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区羽根木一丁目1674番122から1674番120まで                          |
| 3 変更の区域   | 延長 8.29メートル<br>幅員 0.62メートルから0.64メートルまで<br>面積 5.25平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 平成31年 3月29日   |

◎世田谷区告示第313号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 1 名称    | 世田谷区立野沢四丁目公園      |
| 2 位置    | 東京都世田谷区野沢四丁目23番8号 |
| 3 区域    | 別紙案内図のとおり         |
| 4 変更の期日 | 平成31年 3月31日       |

別紙省略

◎世田谷区告示第314号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

平成31年 3月29日

世田谷区長 保坂展人

1 名 称 世田谷区立瀬田農業公園

2 位 置 東京都世田谷区瀬田五丁目30番1号

3 区 域 別紙案内図のとおり

4 変更の期日 平成31年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第315号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

平成31年3月29日

世田谷区長 保坂展人

1 名 称 世田谷区立次大夫堀公園

2 位 置 東京都世田谷区喜多見五丁目27番14号

3 区 域 別紙案内図のとおり

4 変更の期日 平成31年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第316号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

平成31年3月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第9号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

平成31年3月5日

世田谷区長 保坂展人

1 公聴会を行う日時 平成31年3月11日(月曜日)午後2時から

2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区給田一丁目1番1号 第一生命保険株式会社 相樂園クラブハウス

3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第10号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年3月6日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区船橋一丁目329番12 329番20 331番7 332番8	東京都中央区銀座六丁目17番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林清隆

◎世田谷区公告第11号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年3月11日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区千歳台二丁目2番1 2番12 2番13 2番14	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第12号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月12日

世田谷区長 保坂展人

1 認定年月日及び認定番号 平成31年3月7日付第H30認定0034号

2 一団地の区域(地名地番) 世田谷区大蔵三丁目97番1、97番6及び97番10

3 建築物の名称(仮称) コーシャハイム大蔵(第1期)B街区

4 縦覧場所 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同

法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画緑地事業第91号岡本二丁目緑地

2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第14号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

平成31年3月26日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第4・4・20号玉川野毛町公園

2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

3 施行者の名称 世田谷区

4 事務所の所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号

5 事業地の所在 収用の部分 世田谷区野毛一丁目地内  
使用の部分 なし

◎世田谷区公告第15号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力八丁目66番4 66番4先無番の一部 66番72	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島浩順

◎世田谷区公告第16号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を同条第5項の規定により、東京都知事の同意を得て定めたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

世田谷区長 保坂展人

基本構想の名称  
世田谷区農業振興計画

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第 2 号**  
世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則  
**世田谷区教育委員会規則第 3 号**  
世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則  
世田谷区立幼稚園管理運営規則 (昭和41年 3月世田谷区教育委員会規則第 7号) の一部を次のように改正する。  
別表世田谷区立塚戸幼稚園の項を削る。  
附 則  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則  
世田谷区立幼稚園預かり保育規則 (平成21年 7月世田谷区教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。  
第 2条中「、世田谷区立塚戸幼稚園」を削る。  
附 則  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
平成31年 3月29日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第 4 号**  
世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
**世田谷区教育委員会規則第 5 号**  
幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区教育委員会規則第 6 号**  
世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則  
**世田谷区教育委員会規則第 7 号**  
世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
世田谷区教育委員会事務局組織規則 (平成 4年 3月世田谷区教育委員会規則第 1号) の一部を次のように改正する。  
第 5条第 4項及び第 5項中「教育総務課」の次に「、幼児教育・保育推進担当課」を加える。  
第 7条第 1項の表教育総務課の部指導主事の項第 5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同表幼児教育・保育推進担当課の部に次のように加える。

指導主事  
(1) 教育課程に関すること。  
(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。  
(3) 幼児教育・保育施策の推進及び公私連携幼児保育型認定こども園に関すること。  
(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。  
(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

第 7条第 2項の表教育指導課の部指導主事の項第 6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第 7号とし、同項第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 教育に関する調査及び研究に関すること。  
第 7条第 2項の表教育指導課の部学校経営推進担当係長の項中「学校経営推進担当係長」を「学校支援・教育研究推進担当係長」に改め、同項に次の 1号を加える。

(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。  
第 7条第 2項の表教育相談・特別支援教育課の部指導主事の項第 5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第 3項の表生涯学習・地域学校連携課の部地域学校連携担当係長の項第 6号中「総合型地域スポーツクラブ」を「総合型地域スポーツ・文化クラブ」に改める。

附 則  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (平成12年 3月世田谷区教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。  
第 7条第 2項第 1号中「1,400,000円」を「1,300,000円」に改める。

附 則  
1 この規則は、平成31年 4月 1日 (以下「施行日」という。) から施行する。  
2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 7条第 2項第 1号の規定にかかわらず、特定扶養親族 (施行日の前日において、この規則による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 7条第 1項の規定による認定を受けている扶養親族 (幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年 3月世田谷区条例第22号) 第11条第 2項に規定する扶養親族のうち同項第 4号に掲げる者をいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) の収入の合計額 (改正後の規則第 7条第 2項第 1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下同じ。) が年額1,300,000円以上1,400,000円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額1,300,000円以上1,400,000円未満である場合その他これに準ず

る場合にあっては、平成31年度に限り、世田谷区教育委員会は、当該特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 (平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。  
第 7条第 4項中「、委員会が必要があると認めたときを除き」を削る。

附 則  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区立教育センター条例施行規則 (昭和63年 7月世田谷区教育委員会規則第 7号) の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項第 1号中「第15条に規定する」を「第15条第 4項の規定により」に、「及び」を「、」に、「昭和42年 3月20日民児精発第58号」を「昭和42年 3月20日42民児精発第58号」に、「第 1条に規定する」を「第 5条第 2項の規定により」に改め、「愛の手帳の交付を受けている者」の次に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条第 2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者」を加え、同項第 4号中「前 3号」を「前各号に掲げるもの」に改め、同号を同項第 5号とし、同項中第 3号を第 4号とし、第 2号を第 3号とし、第 1号の次に次の 1号を加える。

(2) 前号に規定する者に同伴する介護者 (同号に規定する者 1人につき 1人に限る。) が観覧するとき。 観覧料の全額  
第 5条第 2項中「前項第 1号に該当する者」を「前項第 1号及び第 2号に規定する者」に改め、同項ただし書中「前項第 4号」を「前項第 5号」に改める。

附 則  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 1 号  
公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第 28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第 3号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。  
平成31年 3月 1日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 2 号  
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1項、第75条第 1項、第76条第 1項、第80条第 1項、第81条第 1項及び第86条第 1項、市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) 第 4条第 1項及び第11項並びに第 5条第 1項及び第15項並び



に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における平成31年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

平成31年3月1日	
世田谷区選挙管理委員会	
50分の1の数	15,280
6分の1の数	127,331
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	193,997

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号  
 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。  
 平成31年3月1日

世田谷区選挙管理委員会  
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号  
 世田谷区選挙執行規程(平成12年3月世田谷区選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。  
 平成31年3月1日

世田谷区選挙管理委員会  
 第6条第1項中「、及び」を「、」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、「受けたとき」の次に「及び令第59条の6の3(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例)第9項(令第59条の6の4(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の投票送信用紙等の請求等の特例)第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による投票用封筒の送致又は送付を受けたとき」を加える。  
 第7条第1項第2号中「第27条(表示及び訂正等)第1項の規定により表示」を

「第27条(表示及び訂正等)第1項又は第2項の規定により表示を」に改め、同項第3号中「第27条第2項」を「第27条第3項」に改める。

第10条第1項第1号中「登録」を「登録等」に改める。

第22条中「おいての」を「おける」に改め、「とき」の次に「又は同項の規定による確認を受けたい旨の申出があったとき」を加え、「住所及び提示のあった文書の種類」を「及び住所並びに提示のあった文書の種類又は確認の方法」に改める。

第34条中「第48条の2(期日前投票)第2項」を「第48条の2(期日前投票)第5項」に改める。

第42条第3号中「因る」を「よる」に改める。

第49条の2中「区長選挙において」を削る。

附則第1条中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

別表1の部を次のように改める。

1 世田谷区議会議員選挙

掲示区画番号																	掲示区域		
63	62	61	51	50	49	39	38	37	27	26	25	15	14	13				世田谷総合支所管内	
66	65	64	54	53	52	42	41	40	30	29	28	18	17	16	3	2	1		
69	68	67	57	56	55	45	44	43	33	32	31	21	20	19	6	5	4		
72	71	70	60	59	58	48	47	46	36	35	34	24	23	22	9	8	7		
87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	12	11	10		
45	44	43	33	32	31	21	20	19	9	8	7	69	68	67				北沢総合支所管内	
48	47	46	36	35	34	24	23	22	12	11	10	72	71	70	57	56	55		
81	80	79	78	77	76	75	74	73	87	86	85	84	83	82	60	59	58		
39	38	37	27	26	25	15	14	13	3	2	1	63	62	61	51	50	49		
42	41	40	30	29	28	18	17	16	6	5	4	66	65	64	54	53	52		
75	74	73	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76				玉川総合支所管内	
51	50	49	63	62	61	3	2	1	15	14	13	27	26	25	39	38	37		
54	53	52	66	65	64	6	5	4	18	17	16	30	29	28	42	41	40		
57	56	55	69	68	67	9	8	7	21	20	19	33	32	31	45	44	43		
60	59	58	72	71	70	12	11	10	24	23	22	36	35	34	48	47	46		
9	8	7	21	20	19	33	32	31	45	44	43	57	56	55				砧総合支所管内及び烏山総合支所管内	
12	11	10	24	23	22	36	35	34	48	47	46	60	59	58	69	68	67		
84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	87	86	85	72	71	70		
3	2	1	15	14	13	27	26	25	39	38	37	51	50	49	63	62	61		
6	5	4	18	17	16	30	29	28	42	41	40	54	53	52	66	65	64		

第10号の2様式及び第10号の3様式中「世田谷区長選挙」を「世田谷区 選挙」に改める。

第11号様式を次のように改める。

様式省略

第24号様式の(2)中「世田谷区長選挙」を「世田谷区 選挙」に改める。

第25号様式の(2)中 「年 月 日執行 世田谷区長選挙」を「年 月 日執行 世田谷区 選挙」に改める。

第26号様式の(2)中「執行 世田谷区長選挙」を「執行 世田谷区 選挙」に改める。

第28号様式の(1)中「世田谷区長選挙」を「世田谷区 選挙」に改める。

第29号様式の(2)別紙以外の部分中「執行 世田谷区長選挙」を「執行 世田谷区 選挙」に改める。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項の規定に基づき、第20回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

平成31年3月18日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 1 開催日時 平成31年3月28日(木)  
午後3時
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について